

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」、「金融サービスにおける革新者を目指す」、「健全な事業活動を通じて、関わる全ての人を大切にすること」をグループ経営理念として掲げております。

当社は、この経営理念を踏まえ、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、社長以下、当社グループの経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社グループの営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

当社は、機関投資家及び海外投資家の株式保有比率を踏まえ、株主総会運営コスト等を総合的に勘案した結果、本報告書の提出日時点において、議決権電子行使プラットフォームの利用及び株主総会招集通知の英訳を行っていません。しかしながら、今後においては、株主構成の変化を注視しつつ、また、機関投資家及び海外投資家の株式保有比率を踏まえて、その要否を検討し、必要に応じて議決権行使環境の整備・拡充策を検討してまいります。

【原則2-3】【補充原則2-3】

当社は、グループ経営理念において「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」ことを掲げております。2021年6月にESG推進委員会(構成員:代表取締役社長、常勤取締役、事業子会社2社の代表取締役)を立ち上げ、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る諸課題を定期的に協議する体制を構築しております。本報告書の提出日時点では、取り組みを開始して間もないため、十分な対応には至っていません。今後は、ESG推進委員会において、問題意識の共有と対応すべき課題を整理した上で、当社グループの事業活動を通じて積極的に取り組んでまいります。また、実施している取り組み内容については、随時、当社ホームページや開示書類に掲載するなど、株主及び投資家並びにすべてのステークホルダーに対して広く情報発信を行ってまいります。今後も、中長期的な視点に基づき取り組むべき課題を精査し実践してまいります。

【原則2-4】

当社は、女性の活躍推進のための社内における具体的な方針・目標水準等を設けておりません。しかしながら、ダイバーシティ推進の重要性は認識しており、採用・昇進の判断時において、性別・国籍等の属性や年齢、障がい等に関わらず、能力・経験、業務成果等に基づいた公正な評価を実施しております。また、当社グループでは、特に女性のワークライフバランスを意識した制度として時短勤務制度の積極的な活用、フレックスタイム制など柔軟な勤務形態を採用しており、今後も、女性の活躍促進等、社内の多様性確保に向け様々な環境整備に取り組んでまいります。

【補充原則2-4】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等に関する具体的な方針や目標水準等は設けておりませんが、中国(大連)・ベトナム(ハノイ)に所在する当社グループの在外子会社では、システム開発等の中核事業を担っており、当社グループ全体の人員構成のうち約過半数が外国人従業員となっているなど、当社グループ全体としてグローバルな人材確保に努めております。また、当社グループの採用実績は即戦力となる多様な能力を確保する観点から、多数を中途採用者が占めております。今後も、事業の成長拡大に合わせて、グローバルに多様な人材が活躍できる環境を整備してまいります。

【補充原則3-1】

現在、当社の株主構成において海外株主等の比率が僅少であることを勘案し、英語での情報開示・提供については実施してはおりませんが、今後も株主構成の動向を踏まえながら検討してまいります。

【補充原則3-1】

当社は、「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」という経営理念のもと、2021年6月にESG推進委員会を立ち上げ、サステナビリティを巡る諸課題への貢献を協議する体制を構築しております。同委員会における中期的な取り組みに関する議論を進め、社会・環境分野における重要課題(マテリアリティ)を明確化し、事業活動における取り組みを中心として、その内容をホームページに掲載し、公表しております。今後も引き続きサステナビリティについて考察を深め、具体的な取り組みを実施してまいります。

なお、経営戦略を踏まえた人的資本・知的財産への投資等に関して、その具体的な情報の開示・提供は必ずしも十分ではないと認識しております。当社グループはインターネット環境における金融取引の提供を主要な事業としているため、事業の成長拡大のためには、継続的なシステム開発・運用とそれを支えるシステム・エンジニアの確保が競争優位性を左右する重要な経営要素となります。今後も世界的に熾烈さを増しているDX人材の確保という人的資本の側面と、システム開発を中心とした知的財産への投資拡大について、経営戦略との整合性の観点から分かり易い情報開示に努めてまいります。

【補充原則4-1】

当社では、最高経営責任者(CEO)等の具体的な後継者計画を策定してはおりませんが、現会長兼社長が高齢であるため、重要な経営課題であることを認識しております。中長期的な経営戦略を踏まえて最高経営責任者としての機能を十分に発揮しうる後継者候補を計画的に育成していくため、取締役会において、社外取締役等の意見を十分に踏まえた上で、今後も検討を重ねてまいります。

【補充原則4 - 2】

当社は、2021年6月に設立したESG推進委員会においてサステナビリティに関する方針を決定し、同委員会における中期的な取り組みに関する議論を進め、社会・環境分野における重要課題(マテリアリティ)を明確化して、事業活動における取り組みを開始しております。また、その一部内容をホームページその他公表資料等に掲載し開示しております。今後も、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点において、地球環境問題への対応、従業員の健康・労働環境への配慮、取引先との公正適正な取引推進など、問題意識の共有と対処すべき課題を協議しながら、実践を継続してまいります。

また、人的資本・知的財産への投資等を含む経営資源の配分や事業戦略が適切に実行されているかについては、取締役会において関連議案の審議等を通じて評価・分析を行っており、今後も監督の実効性を高めるべく取り組んでまいります。

【補充原則4 - 10】

当社は、任意の指名・報酬諮問委員会は設置しておりませんが、取締役の報酬や人事に関する重要事項については、独立社外取締役2名を含む取締役会において十分な審議を行い決定することとしており、取締役会への議案上程まで事前に取締役間で協議を行い、必要に応じて独立社外取締役2名からの適切な助言を得るプロセスを踏むなど客観性・透明性の確保に努めておりますので、取締役の指名・報酬などの重要な事項の決定を公正に行う体制を有していると判断しております。

【原則5 - 2】

当社では、当社グループ事業戦略における中期的な経営目標や取り組むべき課題・内容の骨子をまとめた「Traders Group Vision for 2024」を、2021年12月に公表しております。

今後は、当社グループの資本コストに関する評価・測定方法を定めた上で、資本政策の基本的方針及び資本効率に関する目標値を設定し公表できるような検討を重ねてまいります

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。仮に、投資先企業の成長性、将来性、取引関係等を勘案し、当該株式の保有が当社の企業価値向上に繋がり得ると取締役会で判断した場合は、保有する可能性があります。なお、当社が上場株式を政策保有する場合、毎年、取締役会において当該政策保有株式について、その保有の適否(保有する意義や当該政策保有先との事業上の関係、保有することの経済合理性等)を中長期的な観点で検証するとともに、政策保有株式に係る議決権の行使については、当社グループとの業務・取引関係の維持・強化による当社の企業価値向上に資するか総合的に審議したうえで判断いたします。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社が役員や主要株主等との取引を行う場合、「関連当事者取引に関する規程」に基づき、関連当事者取引を行わないことを原則としつつ、関連当事者取引を行う必要が生じた場合には、会社(ひいては株主全体)の利益を害さないよう、必要な手続等を明確化しており、取締役会において、事前に当該取引の必要性・適切性や取引条件の合理性について十分な根拠を基に検証・審議し、また独立社外取締役の意見を踏まえて決定することとしております。

【原則 2 - 6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】

当社は本報告書の提出日時点において、企業年金制度を採用しておりません。今後、制度を導入した場合には、本原則に沿った取り組みを行ってまいります。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

() 当社グループの経営方針や取り組み等については、当社ウェブサイトの他、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示しておりますが、内容としては次のとおりであります。

< 経営理念 >

「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」「金融サービスにおける革新者を目指す」「健全な事業活動を通じて、関わる全ての人を大切に」また、こうした経営理念のもと、当社グループの事業戦略における中期的な経営目標として「Traders Group Vision for 2024」を、株主・投資家並びに全てのステークホルダーに対して2021年12月に公表しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針に関しては、当社ウェブサイト「当社のコーポレートガバナンスの考え方」の他、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書、事業報告書等にて開示しております。

() 取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金並びに非金銭報酬としての株式報酬により構成されております。当社は、各取締役の個人別の報酬額のうち基本報酬及び賞与の額並びにこれらの支給時期等について、事前に社外取締役に諮問し、その答申を得たうえで、報酬の具体的内容を取締役会で決定しております。報酬制度の体系の内容や手続きの詳細については、事業報告書や当社ウェブサイト等で公表しております。

() 当社では、取締役会において、取締役・監査役それぞれ候補者選解任の基準と手続を定めております。業務執行取締役は、担当分野で高度な専門性を有すること、経営環境の変化に迅速、柔軟且つ適確に対応できる効率性の高い経営システムを推進するにふさわしい人材であること等を基準にしています。社外取締役は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的立場で独立性をもって経営監視することが可能であること、幅広い見識をもった人材であること等を基準にしています。監査役は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が果たすべき役割と責任を認識し、幅広い見識をもった人材であること等を条件としています。取締役候補の指名に際しては、取締役会が、選任基準を勘案した上で慎重に検討し、決定しています。また、監査役候補の指名に際しては、取締役会が、選任基準を踏まえ、且つ監査役会の事前の審議と同意を得た上で決定しています。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任や取締役及び監査役候補の指名を行うにあたり、当該理由や期待される役割等については、株主総会招集通知における役員選任議案において個々の略歴と併せて記載し、説明を行っております。また、経営陣幹部が解任となる場合は、その交代の背景、経緯、理由等を開示して説明することとしております。

【補充原則 4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、経営の基本方針ならびに法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしておりますが、その内容や範囲については当社の「取締役会規程」において、具体的に取締役会にて審議し決定すべき内容(付議事項)を明確化しております。また事案の重要性や金額規模等に応じて、各機関による決裁権限(決裁承認基準)を規定した、当社の「職務権限規程」により、役職位等

に応じた業務委任の範囲を定め、その権限と責任の明確化を図っております。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役や社外監査役を独立役員として判断し認定するための独立性に関する基準を明確にすることを目的として、取締役会において、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。
東京証券取引所の定める独立性基準に加えて、当社における当該基準に定められた要件を満たしていると、当社が合理的な範囲で調査した上で判断した場合には、当該役員が独立性を有していると認定し、当該基準をもとに、慎重に候補者を検討することとしております。

【補充原則 4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他の上場会社の兼任・兼職状況は、毎年、有価証券報告書や株主総会招集通知(選任議案資料)等に記載しております。現在、社外取締役のうち1名は他の上場会社1社において社外取締役を兼任・兼職しておりますが、当社の取締役の責務を果たすことに支障はない内容であると判断しております。また、社外監査役1名が他の上場会社1社において取締役監査等委員を兼任・兼職しておりますが、当社の監査役の責務を果たすことに支障はない内容であると判断しております。選任(議案上程)に際しては、事前に、当社役職上の責務を継続的に果たしていくことに支障がないか、また、兼職先との間で利益相反等は生じないか、あらかじめ面談による事前ヒアリングを実施し確認しております。その他の取締役及び監査役は他の上場会社の役員を兼任していません。当社の取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすため、現状の兼任状況は合理的な範囲内に収まっていると認識しており、それぞれの職責に応じて必要な時間と労力を確保して、期待役割と責務を全うしております。

【補充原則 4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供・紹介することとしております。取締役及び監査役は、当社が主催する社内研修会、外部講師を招聘した勉強会、コーポレートガバナンス委員会における役員に対する講習会の実施等をはじめ、東京証券取引所、日本取締役協会、日本監査役協会等の関連団体・諸機関等の主催セミナー・講習会、職業専門家の役員にあっては、所属団体等が実施する業務に関する研修会、その他民間の外部研修会等に積極的に参加・受講することで、当社における取締役及び監査役としての責務や役割を十分に果たすため、必要な知識の継続的な習得・研鑽に努めることとしております。

【原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との積極的・継続的・建設的なコミュニケーションの実現に向け、当社経営や財務の状況に関する情報を適時・適切かつ公平に開示するとともに、当社グループ事業の内容はもとより、関連する市場環境や経営環境などに関する情報も積極的に発信していくことで、当社グループに対する理解をより深めていただくよう努めてまいります。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みについては以下の通りです。

()株主・投資家との建設的な対話に関する総括的な責任者として、IR担当部署であるIR広報部を管掌する取締役(情報取扱責任者)を選任・指定しており、同取締役は他の経営陣との連携のもと、対話の充実に向けた社内体制整備と対話の実践に取り組むこととしております。

()株主・投資家との対話を効果的に実施し、その実効性を確保するため、IR広報部を対外的な対話窓口として設置しております。また、IR広報部を管掌する取締役(情報取扱責任者)は、対話促進のための社内情報の一元的な集約と対話実践に向けた社内の各部門間の有機的な連携や各種情報開示(公表)等を主導しております。

()株主・投資家の個別面談要請に対しては、当社企業価値の中長期的な向上に資する対話を行うことを目的として積極的に実施することとしているほか、当社において多数を占める一般個人株主からの個別メール等で寄せられる意見の聴取(把握)や主として当社ウェブサイトを通じた情報開示のより一層の拡充と内容の深化に努めてまいります。また、必要に応じてアナリスト、株主・投資家、メディア等に対する当社情報(会社説明・事業説明)の提供やその手段の多様化(WEB媒体の活用含む)により当社に対する理解促進に資する取り組みの強化に努めてまいります。

()株主・投資家との対話を通じて把握された当社経営に資すると判断された各種情報もしくは懸念等、ならびに株主名簿における株主構成の状況・遷移等について、半期に一度、または適宜、取締役会に報告し、取締役及び監査役との適切な情報共有を図っております。

()対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内担当者に対する情報取扱い(管理)やフェア・ディスクロージャーに関する教育、重要情報管理に関する社内規程の周知徹底による実効性確保の取り組み等を継続的に実施した上で対話に臨むとともに、決算発表日までの一定期間の沈黙期間(回答自粛期間)の設定や取材の制限等により、重要情報の漏洩防止に向けた複合的な対応を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Kパワー	3,504,000	12.02
有限会社ジェイアンドアール	3,355,560	11.51
金丸 多賀	2,460,015	8.44
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	1,190,400	4.08
福井 利彦	994,800	3.41
金丸 貴行	951,400	3.26
株式会社旭興産	788,720	2.71
貴多株式会社	780,000	2.68
合同会社ハルキ	546,200	1.87
楽天証券株式会社	477,700	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2022年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社に親会社及び上場子会社はなく、本項目に該当はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
市川 正史	公認会計士													
川畑 大輔	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 正史		市川公認会計士事務所所長	市川 正史氏のこれまでの豊富な公認会計士経験に照らし、当社の経営に対して外部からの視点に基づく経営監督を期待できると判断いたしました。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏は上記aからkのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
川畑 大輔		日比谷見附法律事務所パートナー弁護士	川畑 大輔氏のこれまでの豊富な弁護士経験に照らし、当社の経営に対して外部からの視点に基づく経営監督を期待できると判断いたしました。 なお、同氏は、企業経営に関与したことはございませんが、企業法務や金融法務に深い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏は上記aからkのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、「内部統制に関する基本方針」にて、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項の1つとして内部監査の状況を掲げており、個別の内部監査の状況を監査役会に報告し、意見交換を行っております。また、監査役は、定期的に、または必要に応じて随時開催する会議等を通じ、監査役監査と内部監査部門の相互補完及び相乗効果の発揮に努めております。

内部監査と監査役監査につきましては、社長を内部監査担当役員とし、内部監査部門に当社及びグループ子会社の内部監査を行う担当者2名を配置するとともに、トレーダーズ証券に検査部を設置しております。また、当社では、「内部統制に関する基本方針」及び「内部監査規程」の定めにしたがって、監査役と内部監査部門が定期的に、又は必要に応じて開催する会議等を通じ、監査役監査と内部監査の相互補完及び相乗効果の発揮に努めております。

会計監査人との連携状況については、内部監査部門は財務報告に関する事項を中心とする情報交換を行い、監査役会は、四半期ごとに、会計監査人より会計監査手続及び監査結果の概要について報告を受け、意見交換を行っております。また、常勤監査役は、期中において随時、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、協議を行って、会計監査人と連携を深めることに努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菅川 洋	税理士													
淺枝 謙太	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅川 洋		税理士法人TGN東京代表社員	菅川 洋氏のこれまでの豊富な税理士経験及び衆議院議員経験に照らし、当社の経営に対して外部からの視点に基づく経営監督を期待できると判断いたしました。同氏は、過去に会社経営に関与しておりませんが、職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、知識、経験を有していることから監査役として適任であると判断しております。

<p>浅枝 謙太</p>	<p>牛込橋法律事務所パートナー弁護士</p>	<p>浅枝 謙太氏は弁護士として企業法務に精通し、上場会社の取締役監査等委員に選任されるなど、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役として適切に職務を遂行できるものと判断して選任しております。また、左記のとおり、同氏は上記aからmのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。</p>
--------------	-------------------------	--

【独立役員関係】

<p>独立役員の人数</p>	<p>3名</p>
----------------	-----------

<p>その他独立役員に関する事項</p>

当社は、社外取締役2名及び社外監査役1名の3名を独立役員に指定しております。当該取締役及び当該監査役は、当社株式の保有を除き、人的・資本的關係はなく、また、多額の金銭やその他財産を得るような取引関係、その他利害関係もないため、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、高い独立性を有しております。

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</p>	<p>その他</p>
----------------------------------	------------

<p>該当項目に関する補足説明</p>

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、社外取締役を除く取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

<p>ストックオプションの付与対象者</p>	
------------------------	--

<p>該当項目に関する補足説明</p>

【取締役報酬関係】

<p>(個別の取締役報酬の)開示状況</p>	<p>個別報酬の開示はしていない</p>
------------------------	----------------------

<p>該当項目に関する補足説明</p>

【2022年3月期における取締役に対する報酬の総額】取締役8名 135百万円(注1)

(注1)

取締役の報酬等の額には、2021年6月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(注2)

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月28日開催の第23回定時株主総会において、(基本報酬、賞与、役員退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける一切の金銭を含む。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)を年額500百万円以内(うち社外取締役分は80百万円以内)を上限とすることをご承認をいただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役6名です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。

1. 基本方針個々の取締役の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金並びに非金銭報酬としての株式報酬により構成する。
2. 基本報酬(金銭報酬)基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループの経営環境や事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営への責任・影響度の大きさ、これまでの成果・実績と今後の期待役割等を総合的に勘案したうえで決定する。
3. 賞与(金銭報酬)賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社グループの業績指標、目標値に対する達成度合等に基づき、将来の業績予想も踏まえ総合的に勘案したうえで決定された金額を支給する。
4. 退職慰労金(金銭報酬)退職慰労金は、在任中の労に報いるため、取締役会で別途定める役員退職慰労金規程に沿って、当該取締役の職責、在任年数、功績等を勘案のうえ決定される金額を退任時に支給する。退職慰労金の支給対象は、社外取締役とする。
5. 譲渡制限付株式(非金銭報酬)非金銭報酬は、在任期間における長期の業績及び企業価値の向上との連動性を強化した報酬とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより交付を受ける。かかる譲渡制限付株式の金額及び株式数は、対象者の基本報酬額を基礎としつつ、これに一定の支給係数を乗じて算出される数値に基づき決定する。譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間は交付日から30年とし、正当な理由をもって取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整する。非金銭報酬の支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。
6. 取締役の個人別の報酬等の割合賞与及び譲渡制限付株式の額は、基本報酬額を算定の基礎としつつ、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、当社グループの業績、他社水準、経済環境等を考慮した適切な割合とする。
7. その他の重要事項各取締役の個人別の報酬額のうち基本報酬及び賞与の額並びにこれらの支給時期等については、社外取締役に諮問し答申を得たうえで、取締役会において具体的内容を決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会事務局が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明等を行い、その他重要と認められる事案・情報については、適宜報告及び説明等を行っております。

社外取締役及び社外監査役をサポートする選任スタッフはおりませんが、必要に応じて担当者が適宜なサポートを行っております。なお、当社の「内部統制に関する基本方針」において、監査役会は、監査役の指揮命令に服する補助者を置くことを取締役会に対して求めることができる旨を定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会については、効率的かつ迅速な意思決定を行うよう、定例の取締役会を月次で、また、必要に応じて随時開催し、定款及び会社法等法令諸規則に則り、経営の意思決定機関、監督機関として運営されています。取締役会は、議長である代表取締役会長兼社長金丸貴行と、新妻正幸、福嶋健一郎、金丸武嗣、市川正史、川畑大輔の6名で構成されており、市川正史、川畑大輔の2名は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。当社は監査役会設置会社であります。監査役会については常勤監査役小俣真一、菅川洋、淺枝謙太の3名で構成されており、菅川洋及び淺枝謙太の両氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。これらの社外監査役は税理士1名及び弁護士1名であり、税務や企業法務に関する高い専門性と厳格な職業倫理から透明性の高い監査を行います。当社は、監査役に対し、重要な会議体に出席し、決議事項や活動状況に係る報告を求め、又は指定する項目の付議を求める権限を付与し、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人との連携を深めることにより、監査機能が有効に働くよう努めています。

さらに、コーポレートガバナンス委員会(委員長:当社顧問弁護士、委員:金丸貴行、新妻正幸、福嶋健一郎、金丸武嗣、市川正史、川畑大輔、小俣真一、菅川洋、淺枝謙太)を設置し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、外部有識者を招き、情報共有及び意見交換を行っています。コーポレートガバナンス委員会の委員は、監査役会が推薦をし、取締役会が選任して構成されており、委員は、同委員会で策定又は確認された方針及び事項を代表取締役及び取締役会に提言することができるものとしています。

(2) 業務執行・内部統制体制

当社は、取締役及び使用者について、業務分掌と職務権限を明確にすることにより、有効な指揮命令系統を構築するとともに、情報取扱責任者を中心に積極的に透明性の高い情報開示を行うこと、並びに適正なグループ管理を行うこと等によって、組織的、人的及び技術的な面から内部統制システムの構築を図っております。

また、当社グループの事業の中核を占めるトレーダーズ証券では、経営トップを含めたコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の開催、コンプライアンス及びリスク管理の徹底、内部管理統括責任者を中心に実効性ある内部管理体制の整備により、各部署の責任者による一次チェッ

ク、内部管理部門による二次チェック及び検査部による三次チェックを行うチェックプロセスを業務フローの中に組み込み、業務執行の適正化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、企業経営経験や財務会計等の専門的知識を有する複数の社外監査役を含む監査役会が取締役会を監査することで、ガバナンスの実効性を図っております。また、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を原則毎月1回開催し、経営上重要な事項に関する報告及び説明がなされています。さらに取締役会では、高度な経営に対する経験・知識等を有する社外取締役が、独立した立場から、客観的な助言を行うなど適切な経営監督を行える体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2018年3月期定時株主総会より、従来の議決権の書面行使に加えて、株主名簿管理人が提供する議決権電子行使環境の導入により、株主の議決権行使の利便性を高めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ上にて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「情報開示規程」を定め、その遵守を促しております。同規程は、内部者取引を防止するとともに、積極的に投資家に対する説明責任を果たすべく、公平で透明性の高い開示を行うことを基本方針に据えています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー・ポリシー」を定めて情報開示に対する当社の姿勢を明確にし、当社ホームページ上にて公表しております。
その他	情報取扱責任者を中心とする情報管理体制及び開示体制を構築しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、適切な企業統治を行うためには、内部統制システムを整備し、評価・改善していくことが不可欠であると考えており、当社の内部統制システムは、会社法・同施行規則に従い、取締役会において「内部統制に関する基本方針」として決議をしております。現行の「内部統制に関する基本方針」は以下のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社グループでは、「トレイダーズグループ・コンプライアンス・マニュアル」、「倫理コード」、等を定め、取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うのみならず、より高い倫理性をもって価値ある金融サービスを顧客に提供する。
 - 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

- (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (5) 外部有識者及び監査役を交えたコーポレートガバナンス委員会を定期的開催し、企業統治等に係る意見交換等を行う。
- (6) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、内部管理統括責任者の監督の下、金融商品取引法その他の法令を遵守した業務運営を行う。
- (7) 社内外の通報窓口(法律事務所、当社総務部及び常勤監査役)につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み(以下「公益通報制度」という。)を構築する。
- (8) 使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 保存書類は、取締役及び監査役の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧ができる状態を保つ。
- (3) 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、当社グループのITシステムを一元的に管理する子会社を中心となって、情報資産の保護及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (2) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社は、リスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」及び「リスク管理規程細則」等の社内規程に基づき、リスク管理担当役員の監督の下、各部門の役割を明確にしたうえで、リスク管理を実施する。
- (3) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、「コンティンジェンシー・プラン」を定める。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- (2) 取締役及び使用人は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、月次で定例開催する当社取締役会、及び定例で開催する経営会議において子会社及び関係会社(以下「子会社等」という。)の代表取締役等より報告を受け、子会社等の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図る。
- (2) 「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社は経営会議において子会社等から報告を受け、当社グループの管理を行う。
- (3) 当社の内部監査部は、法令及び「内部監査規程」の範囲内で子会社等の内部監査を実施する。
- (4) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それらの評価を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人(以下、「監査役の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (2) 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を必要とする。
- (3) 監査役は、監査役の補助者の取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
- (4) 監査役は、監査役の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人(監査役の補助者を含む。)は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、コンプライアンス・リスク管理に関する重要な事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役及び使用人(監査役の補助者を含む。)は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (3) 子会社においては、前2項の「取締役及び使用人(監査役の補助者を含む。)」を「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換えて準用する。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 取締役及び使用人(監査役の補助者を含む。)が監査役に報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して 不利益な取扱いをしないこととする。
- (2) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
- (3) 子会社においては、第1項の「取締役及び使用人(監査役の補助者を含む。)」を「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換え、前項と併せて準用する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認められた事項について、監査役会で決議することができる。
- (2) 監査役は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。
- (2) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- (3) 監査役は、定期的に、また必要に応じて随時、内部監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題及び検討事項を提出する等の権限を有する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断の取組みとして、当社及び当社子会社の「反社会的勢力に対する基本方針」の中で、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の一環として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する旨を明示し、ホームページで公表しております。

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(愛宕地区特殊暴力防止対策協議会)及び暴力団追放運動推進都民センターに、証券子会社は、暴力団追放運動推進都民センターにそれぞれ入会して、当社グループ内の反社会的勢力排除に向けた体制整備に努めております。

証券子会社の社内規程である「反社会的勢力に対する基本方針」、「倫理コード」においても、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わないものとしております。また当社及び子会社の全役職員を体制とした反社会的勢力に対する対応に関する社内研修を定期的に行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制を定着化させるためには、企業理念・経営方針を明確化するとともに、これらに則った継続的改善に努めることが重要であると考えています。

いわゆるPDCAサイクルを踏まえ、企画、執行、監査及び見直しをワンサイクルとして、継続してさらなる改善を目指していくことを当社の風土とするように努めていくことが、今後続く当社の課題であると認識しております。

(適時開示体制の概要)

1. 基本方針

当社は、上場会社として、公正で適時適切な開示を行うため、「情報開示規程」を定めるとともに、同規程上にて透明性の高い情報開示を継続して行うこと、内部者取引を防ぎ、公正な価格形成に資すること、並びに単に法令諸規則を遵守するのみならず、積極的に説明責任を果たすことを基本原則に据えております。また、こうした考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として投資家に向けて公表しています。

2. 社内体制

当社は、上記基本方針を実行するため、情報取扱責任者を中心とする次のような情報開示体制を構築しております。

第一に、当社役員は、適時開示に係る事実を適切に認識するため、取締役会、経営会議及びコーポレートガバナンス委員会等の重要な情報が共有され得る会議体を通じて、開示に係る法令諸規則の趣旨、要求事項及び開示の重要性を理解することに努めております。

また、子会社との間に定期及び非定期の情報伝達媒体を設けることで、連結対象となる子会社に生じた重要な情報を適時適切に把握することに努めております。

第二に、実際の執行について、決定事実(決算情報を含む)の場合は意思決定機関の意思決定を受け、発生事実の場合はIR広報部門の提言を受け、開示業務の主管部署が開示文書を作成し、法務面、財務面及びIR面からのチェックを経た後に情報取扱責任者が決裁し、開示することを決定しております。

また、適時開示すべきことが決定した後は、当社情報開示規程に基づき、取引所電子開示システム上の開示、当社ホームページへの掲載、取引所ホームページへの掲載等、所定の手続を速やかに執行する仕組みを整えております。

第三に、内部監査部門は、当社の適時開示の仕組み及び執行状況が、法令諸規則及び当社ルールに照らして適正か否かを事後チェックしており、継続改善を期待し得る体制の整備に配慮しています。

【参考資料：模式図】

